

令和3年福島県沖地震 関連情報
被災家屋等の解体、撤去について
申請受付期間を延長します



ターゲット 12.5



ターゲット 13.1

令和3年6月11日

郡山市環境部

3R推進課

担当：大塚 善幸

TEL：924-2181

SDGs ターゲット 12.5 「廃棄物発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や、自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及び適応能力を強化する」

令和3年2月13日の福島県沖地震により被災した家屋等の解体、撤去の申請受付については、6月30日で終了の予定でしたが、申請に必要な各種提出書類の作成等に時間を要することから、申請受付期間を2か月延長いたします。

【被災家屋等の解体撤去受付期間】

＜変更前＞ 令和3年6月30日（水）まで



＜変更後＞ 令和3年8月31日（火）まで